

お試し発注サポート事業公募要領

1 目的

本事業は、熊本県内に事業所を有する就労継続支援事業所（以下「就労継続支援事業所」という。）への業務委託・発注を初めて行う対象法人等（3に規定する「対象法人等」という。2においても同じ。）に対し、補助金を交付することで、就労継続支援事業所への発注の良さを法人等知ってもらふ機会とし、その後の継続的な契約に繋げ、もって就労継続支援事業所の工賃向上及び就労機会の拡大を図り、障がい者の経済的自立・社会参加の促進を目指すことを目的とする。

2 対象となる取引

本事業の対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、対象法人等が、初めて就労継続支援事業所に対して行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する生産活動（受託加工、請負作業、製品・商品販売等）に関する業務委託及び発注（同一法人内での業務委託及び発注を除く。）とする。

なお、対象取引については、対象法人等に属する個人が個人としてサービスの提供を受ける取引や商品を購入する取引は除く。

3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、熊本県内に事務所又は事業所を有する法人及び個人事業主（公法人を除く。）であって、次の（1）～（4）のいずれの要件も満たすもの（以下「対象法人等」という。）の中から、公募により選定する。

- （1） 初めて就労継続支援事業所の生産活動に関する業務の委託又は発注を行うこと。
- （2） 今後も就労継続支援事業所の生産活動に関する業務の委託又は発注を積極的に検討していること。
- （3） 事業完了後、県が実施する本事業に関するアンケートに回答すること。
- （4） 第6条に基づき補助金の交付を受けようとする対象経費が、県農林水産部のノウフク推進活動事業費補助金のお試し農福連携支援対象経費ではないこと。

4 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業実施主体である対象法人等が、対象取引に関し就労継続支援事業所に支払う経費（補助率は2分の1以内で補助金額2万5千円を上限）とする。

5 事業の実施期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

6 応募に当たっての注意事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとする。

- ①事業の目的・内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- ②虚偽の報告をしたことが判明した場合
- ③法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- ④社会的信用を失墜する行為を行った場合
- ⑤自己または自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合及びその経営に実質的に関与している場合

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

7 応募方法

お試し発注サポート事業実施（変更）承認申請書（別添様式第1号）及びお試し発注サポート事業（変更）計画書（別記様式第1号）を県にメール又は郵送で提出する。

8 募集期間

令和8年（2026年）9月15日～令和8年（2026年）12月15日

ただし、期間内であっても補助金交付決定額が予算総額に達した場合には、募集を終了する。

9 事業の承認

県はお試し発注サポート事業実施（変更）承認申請書の審査を行い、事業実施（変更）の承認後速やかに、事業の承認を得た応募者に対し、お試し発注サポート事業実施（変更）承認等通知書（別添様式第2号）により通知する。

なお、県健康福祉部子ども・障がい福祉局が審査を行うこととする。

また、審査にあたっては、別記様式第1号により、応募に係る取引が本要領の2に定める対象取引に該当し、応募者が3に定める対象法人等に該当するかを審査するほか、特に3（2）に関して、今後も就労継続支援事業所の生産活動に関する業務の委託又は発注をいかに積極的に検討しているかを審査し、契約（予定）金額の多寡も考慮して選定を行う。

10 補助金の交付申請

事業の承認を得た応募者は、「お試し発注サポート事業実施要領」に基づく交付申請手続きを行う。

11 事業実績報告

事業実施主体である対象法人等は、事業完了後に速やかにお試し発注サポート事業実績報告書（別記様式第2号）を県にメール又は郵送で提出する。

12 その他留意事項

- （1）今回の申請に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- （2）提出された応募書類は返却しない。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）9月11日から施行する。